

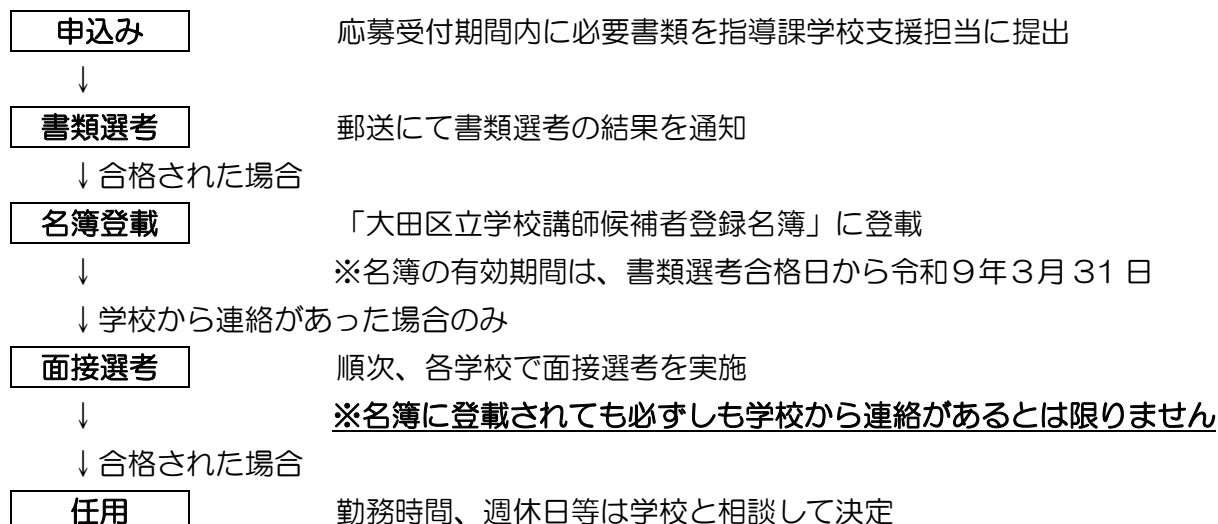
令和8年度 学校講師（会計年度任用職員） 新規登録案内

1 応募受付期間

令和8年9月18日（金） ～ 令和8年12月9日（水）

※詳細は「8 申込み方法」に記載しています。

2 応募後の流れ



3 職務内容

- (1) 習熟度別少人数指導に関すること。
- (2) 不登校児童及び生徒に対する登校支援の中心的役割を担う教員(登校支援コーディネーター)に代わり実施する学習指導に関すること。
- (3) 日本語学級において教員に代わり実施する日本語指導に関すること。
- (4) 緊急やむを得ない事情が発生した教員に代わり実施する学習指導に関すること。
- (5) 学びの多様化学校において教員に代わり実施する学習指導に関すること。
- (6) 自閉症・情緒障害特別支援学級において教員の代わりに実施する学習指導に関すること。
- (7) 不登校対応分教室において教員の代わりに実施する学習指導に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事項に係る学級担任及び教科担任との指導の打合せに関すること。

4 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日の間で選考後に定める期間 ※再度の任用なし
登録名簿 有効期間	書類選考合格日から令和9年3月31日 ※書類選考に合格された方は「大田区立学校講師候補者登録名簿」に登載されます ※名簿に登録されても、必ずしも任用されるとは限りません。
勤務場所	大田区立小中学校 ※変更の範囲：大田区立小中学校 ※敷地内は禁煙です。

勤務時間等	・週 24 時間以内 ・始業・終業時刻、休憩時間は学校ごとに決定します。 ・時間外勤務は原則ありません。
休日	・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります。 ※学校行事により出勤する場合あり ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12 月 29 日から 1 月 3 日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※勤務日数により付与されないものがあります。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年規則第 38 号）によります。
報酬額	時給 2,500 円
諸手当（相当額）	・期末手当、勤勉手当 ※基準日に在職し、会計年度内で 6 月以上の任用期間があり 週 3 日以上又は週 15 時間 30 分以上勤務する方が対象です。 （10 月 2 日以降の任用は期末手当、勤勉手当の支給対象外です。） ・通勤手当相当額
社会保険	公立学校共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険 ※加入有無は、勤務時間、任用期間によります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。（要届出）

注）記載されている報酬額等については、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

5 受験資格

- （１）小学校にあつては小学校教諭免許状(全科)を有する者
 中学校にあつては中学校教諭免許状(指導科目)を有する者
 ※令和 9 年 3 月 31 日まで有効なもの
- （２）地方公務員法第 16 条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

6 選考方法等

（1）選考方法

① 書類選考

筆記（作文）	【課題】 「学校講師の職務にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい」 ※所定の様式にて 300～400 字以内 ※申込書・申告書と一緒に提出
--------	--

書類選考に合格された方は、「大田区立学校講師候補者登録名簿」に登載され、必要が生じた際に小中学校から直接、登録者に連絡します。

※名簿に記載された情報は、大田区立小中学校に情報提供されます。

② 面接選考

面接	学校長・副校長による面接を行います。 【面接日】 学校が指定した日 【場所】 大田区立小中学校 ※面接日時等は、学校からの連絡をお待ちください。
----	---

（2）判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 文章から学習指導における業務への熱意が感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。文章の表現が豊かか。
専門知識	学校講師としての各業務において、重要と考える事項が妥当か。
職務への理解	職務を進めるうえで、学校講師としての立場や役割を理解できているか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
対応力 （理解力）	臨機応変な対応ができるか。 質問の趣旨を理解しているか。 わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性 （責任感）	学習指導における職務の目標と責任を理解しているか。 意欲を持って職務に当たることができるかどうか。 粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性 （適応性）	傾聴の姿勢は適切か。 上司や他の学校職員と協調して円滑に職務に当たることができるか。 相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

7 書類選考結果通知

申込み書類受領後、10日から2週間ほどで郵送にて通知します。

8 申込み方法

(1) 提出書類

申込書	・申込書は、区ホームページからダウンロードできます。 また、大田区教育委員会指導課学校支援担当でも配布します。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 (写真の裏に必ず記名をしてください。)
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「<u>学校講師の職務にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい</u>」とし、<u>300～400字以内</u>で記述してください。
資格確認書類	・令和9年3月31日まで有効な教員免許状の写し <u>※必ず、教員免許状有効性確認フローチャートを確認の上、上記に加えて「更新講習修了確認証明書等の写し」や「教員免許状有効性確認書」が必要な場合はあわせてご提出ください。免許状の有効性の確認に必要となります。</u>
特定性犯罪歴等に関する申告書	・申告書は、区ホームページからダウンロードできます。 また、大田区教育委員会指導課学校支援担当でも配布します。 ・詳細に関しては10 その他(3)に記載がございますので、併せてご確認ください。記入にあたっては、申告書裏面をよく読んでください。

(2) 提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に「 <u>学校講師受験申込</u> 」と朱書き、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先の窓口にてお申し込みください。
申込期間	令和8年9月18日(金) ～ 令和8年12月9日(水)	
	受付は午前8時30分から午後5時15分まで、土・日・祝日を除く。 <u>※郵送の場合は必着。</u>	
申込先	〒144-8623 大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 5 階 大田区教育委員会 指導課学校支援担当	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

9 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

10 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- (3) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

このため受験者から、本採用選考受験申込時及び採用に至る過程において、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。また、採用内定以降、区において、特定性犯罪の前科を確認するための犯罪事実確認を行います。

特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。

なお、これらの過程において、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しない、または採用取消しとなる場合があります

＜申込・問合せ先＞

〒144-8623 大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 5 階
大田区教育委員会 指導課学校支援担当
電話 03-5744-1424 FAX 03-5744-1665



- ・JR 京浜東北線、東急多摩川線、池上線
「蒲田駅」東口から徒歩約3分
- ・京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩
約8分

※大田区役所内ではありませんので、ご注意ください。

※自転車で来庁の方は、区役所本庁舎地下駐輪場をご利用ください。

令和8年度 学校講師新規登録申込書

※黒色のペン又はボールペンで記入して下さい。消せるボールペンは使用しないでください。

年		月		日現在	
ふりがな			昭和・平成		
氏名			年	月	日生
			(満 歳) 令和9年3月31日現在		
ふりがな			最寄り駅	線	
現住所	〒			駅	
電話番号 自宅		携帯		日中の連絡先	

写真貼付位置

1 縦36～40mm
横24～30mm
2 本人単身胸から上
3 裏面に氏名記入
4 裏面にのりづけ

在学期間	学歴 (学校名・学部学科名)
年 月～ 年 月	(最終) 卒業・卒業見込・中途退学
年 月～ 年 月	(その前) 卒業・卒業見込・中途退学

在職期間	職歴	種別
年 月～ 年 月	(最新)	正規・非常勤・アルバイト
年 月～ 年 月		正規・非常勤・アルバイト
年 月～ 年 月		正規・非常勤・アルバイト
年 月～ 年 月		正規・非常勤・アルバイト
年 月～ 年 月		正規・非常勤・アルバイト

※ 職歴欄に書ききれない場合は、別紙に記入してください。

免許・資格等	年 月	年 月
	年 月	年 月

自由記入欄（趣味・特技・自己PR等）※区立小中学校に親族が在籍している方は、ご記入ください。

上記のとおり、学校講師新規登録に申し込みます。

なお、私は、登録案内に記載する、地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当しません。

また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日 申込者氏名（自署）

該当するものに○及び記入をしてください。

◆希望の校種 小学校・中学校・どちらでも

◆希望する地域 大森・調布・蒲田 地区 その他（ ）

◆任用開始日～令和9年3月31日に兼業の予定はありますか
ない・ある→（勤務先 ）
雇用年月日 から （1日 時間 ： 週 日）

◆この募集以外の東京都時間講師、区会計年度任用職員等募集時に、あなたの情報を提供しても良いか
① かまわない ② 差し支えがある

※裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

記入上の注意

- 1 黒色のペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。
- 2 生年月日欄は令和8年3月31日現在の年齢を記入してください。
- 3 連絡先は確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 4 資格欄には持っている資格・免許があれば記入してください。
- 5 職歴欄は新しいものから順に記入してください。書ききれない場合は新しいものを3つ記入してください。
- 6 申込者氏名欄横にある日付は申込書を記入した日付を記入してください。

参考

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とす

特定性犯罪歴等に関する申告書

大田区教育委員会 殿

私は、貴委員会への任用に際し、裏面記載の特定性犯罪(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第7項により規定)の前科はないことを申告いたします。

また、以下のいずれかに該当する場合には、貴委員会への任用が取り消されても異議のないことを承諾いたします。

記

1. 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
2. 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い職員として不適格と大田区教育委員会が判断したとき。
3. その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

以上

令和 年 月 日

住所： _____

氏名： _____ 印

※自署の場合は、押印不要

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

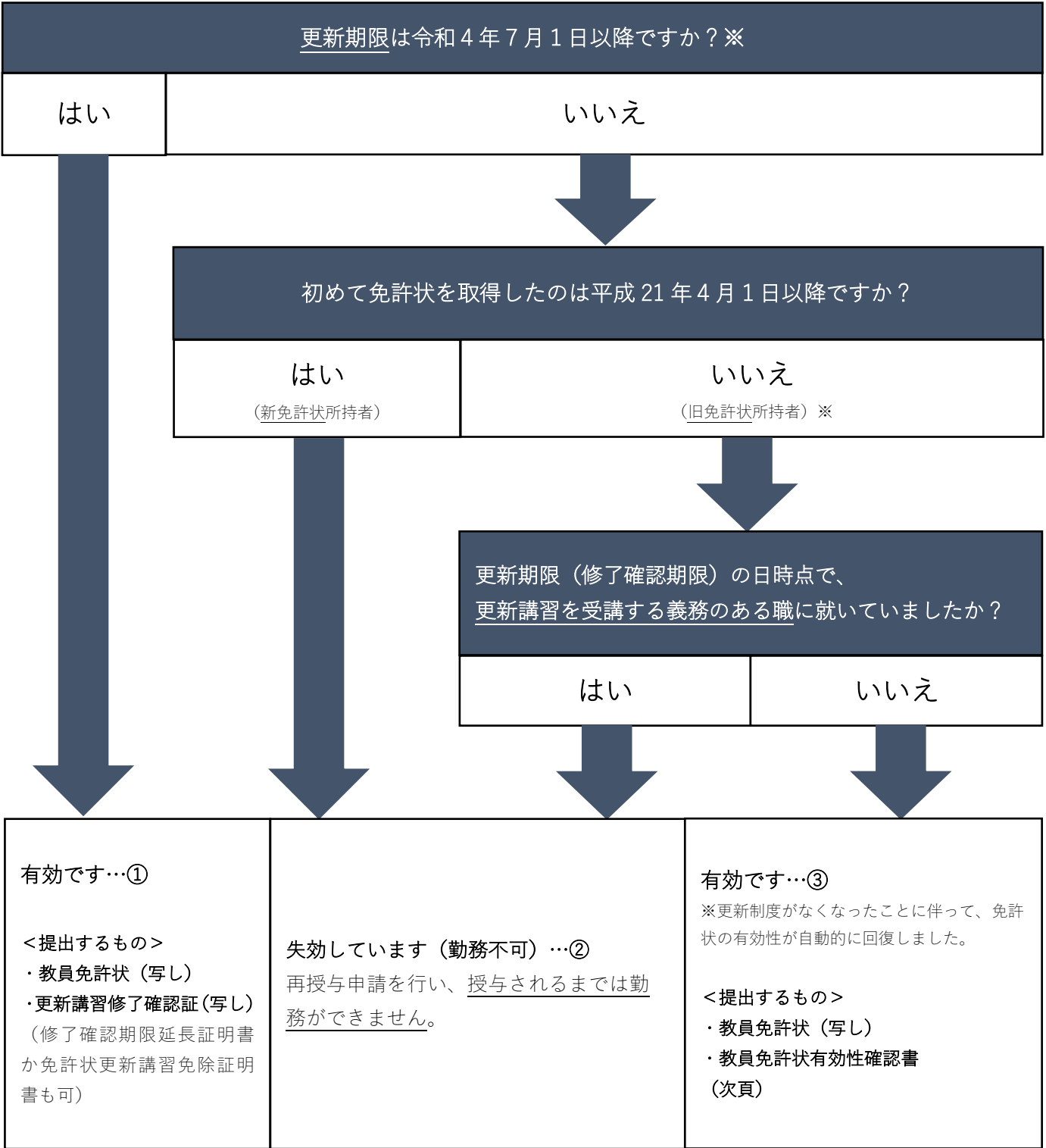
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

教員免許状有効性確認フローチャート

確認対象者氏名： _____

- 1 現在所持している免許状について、該当する選択肢の□に✓をつけて下さい。
- 以下のいずれかに該当 …教員免許状（写し）のみ提出
- ・令和4(2022)年7月1日以降に免許状を取得した。
 - ・生年月日が昭和30(1955)年4月1日以前である。（栄養教諭普通免許状を有する者を除く。）
- 上記2項目の該当なし →下記フローチャートの該当する選択肢に○をつけて下さい。

- 2 免許状有効性確認フローチャート ※旧免許状所持者は、免許状上に記載がない場合でも更新期限があります(別表参照)



教員免許状有効性確認書

令和4年5月18日公布「教育職員免許法」の改正に伴い、施行の際（令和4年7月1日）、現に有効な免許状については、休眠状態（旧免許状（平成21年3月31日以前に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状をいう。以下同じ。）の所持者であって現職教員でない者が修了確認期限を超過したことにより当該免許状を用いることができない状態をいう。以下同じ。）のものも含め、何らの手続なく、引き続き教育職員になることのできる免許状として活用可能となる。

保有する旧免許状が令和4年7月1日時点で休眠状態であり、現在は有効であることが確認できた場合、以下の確認欄に署名すること。

免許状更新期限 平成・令和 年 月 日

更新期限時点で従事していた職（1～3に○をつけてください）

1 教員（要免許状）

（1）正規教員 （2）臨時的任用教員 （3）非常勤教員 （4）講師等 （5）校長 （6）園長

2 教員以外 具体的な職務名：

3 職に就いていない

※旧免許状所持者が更新講習修了確認期限時点で更新講習の受講義務がある職に就いていた場合、教員免許状は「失効」状態となる。

その際は、免許状が授与された都道府県教育委員会に再授与申請を行い、授与されるまで教員としての勤務は行えない。

署名日 令和 年 月 日
氏名（自署）

(表1) 旧免許状所持者の生年月日による最初の修了確認期限
 ※栄養教諭普通免許状を所持している場合は表2を参照

	生年月日	最初の修了確認期限
1	昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日 昭和40年4月2日 ～ 昭和41年4月1日 昭和50年4月2日 ～ 昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日 ～ 昭和32年4月1日 昭和41年4月2日 ～ 昭和42年4月1日 昭和51年4月2日 ～ 昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日 ～ 昭和33年4月1日 昭和42年4月2日 ～ 昭和43年4月1日 昭和52年4月2日 ～ 昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日 ～ 昭和34年4月1日 昭和43年4月2日 ～ 昭和44年4月1日 昭和53年4月2日 ～ 昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日 ～ 昭和35年4月1日 昭和44年4月2日 ～ 昭和45年4月1日 昭和54年4月2日 ～ 昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日 昭和45年4月2日 ～ 昭和46年4月1日 昭和55年4月2日 ～ 昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日 ～ 昭和37年4月1日 昭和46年4月2日 ～ 昭和47年4月1日 昭和56年4月2日 ～ 昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日 ～ 昭和38年4月1日 昭和47年4月2日 ～ 昭和48年4月1日 昭和57年4月2日 ～ 昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日 ～ 昭和39年4月1日 昭和48年4月2日 ～ 昭和49年4月1日 昭和58年4月2日 ～ 昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日 ～ 昭和40年4月1日 昭和49年4月2日 ～ 昭和50年4月1日 昭和59年4月2日 以後	令和2年3月31日

(表2) 栄養教諭普通免許状を有する旧免許状所持者

	栄養教諭免許状が授与された年月日	最初の修了確認期限
1	平成18年3月31日 以前	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日 ～ 平成21年3月31日	平成31年3月31日

（表３）「更新講習を受講する義務のある職」の一覧

教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）
校長、園長、副校長、副園長、教頭
指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う
地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、上記に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/0811101

△ 上記に該当しない職の例 △（※問合せが多いものを例示。）
・ 保育士 ・ 学校以外の書道教室の先生、ピアノ教室の先生 ・ 塾講師 ・ 大学の教員 ・ 無職

※東京都教育委員会ウェブサイト（https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/kyoinsenko/menkyo/m_yuukou.html#02_03）より